

令和8年度 一般会計 歳出 第4款 1項 3目 スポーツ振興費 12節 18細節 000002 細々節  
イベント・研修等企画運営業務委託

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 スポーツ振興課 担当者名 須藤 成義 電 話 671-4566
----------	---------	-------	---

## 設 計 書

- 1 委 託 名 令和8年度仁川広域市国際交流事業に伴う業務委託
- 2 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 ■期間 契約決定日 から 令和8年7月31日 まで
- 4 契 約 区 分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 保険については保険契約の申込時に保険料を支払う必要がある  
ことから、保険料は人数決定により算出した額を前払いする。
- 6 現 場 説 明 ■ 不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要 本市と韓国仁川広域市とのスポーツ国際交流事業の実施に伴う航空  
券手配等事前準備及び交流期間中の必要業務実施

8 部 分 払

す る ( 2 回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
海外旅行傷害保 険手配 (70歳以 上)	7月	(1)	人		( )
海外旅行傷害保 険手配 (70歳未 満)	7月	(19)	人		( )
その他一式	7月	1	式		( )

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額		<u>¥ ( )</u>
内 訳	業 務 価 格	<u>¥ ( )</u>
	消費税及び地方消費税相当額	<u>¥ ( )</u>

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
航空チケット【大人】(仁川空港使用料、出国税、航空保険料含む)	国内空港⇄仁川空港	(16)	枚		( )	課税対象外
空港使用料【大人】		(16)	人		( )	
航空チケット【小人】(仁川空港使用料、出国税、航空保険料含む)	国内空港⇄仁川空港	(4)	枚		( )	課税対象外
空港使用料【小人】		(4)	人		( )	
燃油サーチャージ		(20)	人		( )	課税対象外
バス借上料(有料高速代含む)	1日目：桜木町駅周辺 → 国内空港 4日目：国内空港→桜木町駅周辺	2	回			
軽食	4日目の空港→桜木町駅周辺に向かうバス内で食べる軽食	(20)	個		( )	
旅行用トランクレンタル費	大型(80L以上)	1	個			出発日の7日前までに納品
海外Wi-Fiフィルターレンタル費	4日間	2	台			
海外旅行傷害保険手配(70歳以上)	4日間	(1)	人		( )	課税対象外
海外旅行傷害保険手配(70歳未満)	4日間	(19)	人		( )	課税対象外
保護者説明会開催費		1	回			資料等配布

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
添乗員手配	1日目：桜木町駅周辺 →国内空港 4日目：国内空港→桜木町駅周辺		人			出入国手続
現地通訳ガイド手配	4日間		人			課税対象外
飲料水	500ml	(20)	本		( )	
事務手数料		1	式			
小計					( )	
消費税					( )	
合計					( )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

## 令和8年度仁川広域市国際交流事業に伴う業務委託仕様書

横浜市（以下「委託者」とする）と受託者は、以下の業務について委託契約を締結するものとする。

### 1 件名

令和8年度仁川広域市国際交流事業に伴う業務委託

### 2 目的

委託者は、大韓民国仁川広域市で開催される日韓親善ジュニアサッカー大会への横浜市ジュニアサッカーチーム派遣について、渡航等に関する業務を委託する。

### 3 履行場所

#### (1) 日本国内

ア 保護者説明会（壮行試合）

ニッパツ三ツ沢球技場

イ 日韓親善ジュニアサッカー大会のための渡航

出発及び帰着：横浜市役所周辺

空港：羽田空港又は成田国際空港

#### (2) 韓国仁川広域市内

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

### 5 交流事業参加者（予定）

横浜市選手団 20人（選手16人、監督1人、コーチ3人）

※選手の年齢は11歳以下（小人航空券）を4人、12歳以上（大人航空券）を12人で想定  
役員（本市職員） 2人

### 6 スケジュール

令和8年7月4日（土） 壮行試合・保護者説明会

令和8年7月26日（日） 出国

令和8年7月27日（月） 交流試合、市内見学（一日目）

令和8年7月28日（火） 交流試合、市内見学（二日目）

令和8年7月29日（水） 帰国

### 7 履行内容

#### (1) 事前準備

ア 羽田空港又は成田国際空港と仁川国際空港間の往復航空券の手配をする（空港使用料および航空保険料、出国税、燃油サーチャージを含む）。

出国日時：令和8年7月26日（航空会社の指定はないが、9時30分以降に羽田空港又は成田国際空港を出発し、16時までに仁川国際空港に到着する便とする。）

帰国日時：令和8年7月29日（16時までに羽田空港又は成田国際空港に到着する便とする）

※なお、本派遣事業に同行する役員2名（本市職員）の航空チケット及び燃油サーチャージについては当該設計書には含まない。ただし、同一行程の航空チケットを手配することとし、別途見積書及び請求書を発行し、役員が受託者に対し支払うこととする。

イ 出発時における選手団輸送のための横浜市役所周辺から空港へのバスを手配する。また、それに係る有料道路代についても手配する。

ウ 帰着時における選手団輸送のための空港から横浜市役所周辺へのバスを手配する。また、それに係る有料道路代についても手配する。

※バスのサイズについて、指定はなし。参加者全員の3泊4日分の荷物を含めて乗車可能なものを手配すること。

エ 選手団の荷物を運ぶための大型（80L以上）の旅行用トランクを1個手配し、出発日の7日前までに横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課に届けるものとする。

帰国後は委託者から回収し、受託者が返却すること。

オ トランクの持ち込みについて、空港で預けるトランクの重量は1人あたり23kgを想定すること。

※なお、本派遣事業に同行する役員2名（本市職員）のトランクを空港で預ける際の料金は当該設計書には含まない。ただし、アの航空チケット手配と同様、別途見積書及び請求書を発行し、役員が受託者に対し支払うこととする。役員2名のトランクの重量は1人40kgまでを想定すること。

カ 仁川広域市滞在中に使用できるWi-Fiルータを2台用意すること。仕様は下記の通りとする。

・仁川広域市でスマートフォン等のWi-Fi機器をLANに無線で接続できる機能を有すること。

・本体充電器、海外用マルチ変換プラグをセットとする。

・通信情報のセキュリティが担保されていること（ログイン制限や通信情報の暗号化など）

・容量は無制限のプランとすること

・通信速度は5Gとすること

・同時に3台以上接続できること

・機器の紛失・故障に備え、補償料金及び免責金額が設定できること。

キ 軽食手配

7月29日、横浜市選手団が空港から横浜市役所周辺へ移動時にバス内で食べる軽食（飲料含む）を手配すること。

ク 海外旅行傷害保険に加入する。保険の種類等については下記の通りとする。

・死亡・後遺障害：1,000万円

・疾病死亡：1,000万円

・治療費用：1,000万円

・賠償責任：10,000万円

・携行品：50万円

・救援者費用等：300万円

・旅行変更費用特約：20万円

サッカー試合中の怪我等についても補償対象とすること。

## (2) 保護者説明会の実施：令和8年7月4日 ニッパツ三ツ沢球技場（予定）

選手団及びその保護者への説明会において、渡航における諸注意等について説明すること。その際、出席者へ旅のしおり、韓国ガイドブック・地図等関係資料、会話集（あいさつ等）を配付すること。会場については、委託者が手配する。

※当日、説明会会場付近で実施する壮行試合（9～11時頃を予定）終了後に実施

※壮行試合については委託者で実施

(3) 渡航期間中の業務：令和8年7月26日～令和8年7月29日（予定）

ア 市庁舎と空港間における出発時往路（送り時）及び、帰国時復路（迎え時）の選手団輸送に係る添乗員を配置すること。また、集合時の声掛けやバス乗降の対応、空港での出入国における手続きを行うこと。

イ 出発日において、添乗員が選手団に対し500mlの飲料水1人1本を手配する。

ウ 韓国内における通訳について手配すること。ただし、全行程同一人で、仁川広域市事情、地理に詳しい者とし、韓国入国から出国までの選手団の通訳及び現地資料等の翻訳を行う。また、国際通話可能な携帯電話を所持し、横浜市との連絡が必要な場合に使用できるものとする。

（通訳の想定拘束時間）

7月26日：空港到着後から午後11時まで

7月27日：午前8時から午後11時まで

7月28日：午前8時から午後11時まで

7月29日：午前8時から空港出発まで

※現地発着時間及び受入側のスケジュールにより変更となる可能性があります。

※横浜市職員が現地で使用する（職員自身の）携帯電話の費用は、本委託には含まれない。仕様に基づき、通訳が所持する携帯電話の通話料は、使用者に関わらず委託費に含むこと。利用機種については、国際通話が可能なものであれば、特段指定はない。

## 8 委託料の支払い

委託者は履行完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする。

ただし、保険については申込時に支払う必要があることから、保険料は人数決定により算出した額を前払いする。

## 9 その他

- (1) 航空券は、委託者と受託者が協議の上仕様を決定し、受託者が手配する。
- (2) 履行場所における変更及びその他の履行については、委託者の指示に従う。
- (3) 内訳書の項目は、入札以降支払い時も含めて変更や新規追加はできない。
- (4) 内訳書の単価は、入札以降支払い時も含めて変更はできない。（航空券など、入札時と手配時で費用が変動した場合もその金額に基づき、入札後単価を変更することはできないため、増額の可能性を見込んで見積を算出すること。）
- (5) 概算数量で積算しているものは、実際に発生した数量で事業終了後に精算を行う。
- (6) 仁川広域市内における宿泊場所や移動手段、食事等の手配は仁川広域市が行う。
- (7) 天候・災害・疾病の流行・その他やむを得ない事情があった場合、中止・延期等の変更については、委託者の指示に従う。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容の解釈につき、相違のある事項について、法令によるほか本仕様書の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

以 上